

静岡県告示第420号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年12月10日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
島田大井川線	焼津市宗高字扇田223番の3	令和元年12月10日